



発行 新潟県

第99号

平成25年12月17日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1437 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
- 1438 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健課)
- 1439 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 1440 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
- 1441 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
- 1442 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 1443 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止届(障害福祉課)
- 1444 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 1445 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1446 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 1447 公有水面埋立ての承認(港湾整備課)
- 1448 新潟県物品入札参加資格審査規程の一部改正(出納局会計検査課)
- 1449 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程の一部改正(出納局会計検査課)

公 告

- 新潟県民栄誉賞の表彰(秘書課)
- 二級建築士及び木造建築士試験の合格者(建築住宅課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

教育委員会告示

- 16 博物館法に基づく博物館登録の取消し(文化行政課)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 5 底建網漁業の制限(新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 3 底建網漁業の制限(佐渡海区漁業調整委員会)
- 4 佐渡海区におけるかご漁業の操業制限(佐渡海区漁業調整委員会)

告 示

◎新潟県告示第1437号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本田医院	柏崎市比角1-2-3	平成25年9月1日
堀之内駅前 小玉医院	魚沼市堀之内3870-1	平成25年11月2日
米倉医院	南魚沼市六日町101-8	平成25年10月1日
やすかわ整形外科	南魚沼市六日町101-8	平成25年10月1日
公益社団法人 地域医療振興協会 今泉記念館 ゆきあかり診療所	南魚沼市下一日市855番地	平成25年10月10日
長岡おとな・こども歯科クリニック	長岡市坂之上町2丁目4-20	平成25年11月7日
水野歯科医院	上越市板倉区針1165-8	平成25年11月12日
小船井歯科医院	小千谷市東栄1丁目10-4	平成25年11月14日
蕪木歯科医院	十日町市寅甲2番地甲	平成25年11月8日
医療法人 愛広会 訪問看護ステーション 相川愛広苑	佐渡市相川大浦571番地	平成25年11月1日
中央薬局 栃尾店	長岡市栄町2丁目1番45号	平成25年11月1日
中央薬局 西長岡店	長岡市鉄工町1丁目1番41号	平成25年11月1日
エイケン堂薬局	長岡市台町1丁目8番1号	平成25年11月1日
エイケン堂 四郎丸薬局	長岡市四郎丸4丁目6番19号	平成25年11月1日
エイケン堂薬局 かわにし店	長岡市古正寺1丁目2839番地	平成25年11月1日
エイケン堂薬局 あげぼの店	長岡市曙3丁目4番20号	平成25年11月1日
エイケン堂薬局 千手店	長岡市千手2丁目4番3号	平成25年11月1日
みらい とよば薬局	上越市とよば4番地	平成25年11月1日
大手町薬局	上越市大手町6番3号	平成25年11月1日
はまなす調剤薬局	上越市柿崎区柿崎6411-1	平成25年11月1日
さかえ調剤薬局	三条市新堀1305-5	平成25年11月1日
中央メディカル 健康薬局	柏崎市北半田2丁目13番8号	平成25年11月1日
さくら薬局	柏崎市北半田2丁目7番24号	平成25年11月1日

かしわ薬局	柏崎市柳田町7番36号	平成25年11月1日
新富町調剤薬局	新発田市新富町1丁目619-1	平成25年11月1日
全快堂薬局 新栄店	新発田市新栄町1-2-22	平成25年11月1日
おくやま調剤薬局	新発田市新栄町1-6-16	平成25年11月1日
全快堂薬局 新発田店	新発田市本町1-16-8	平成25年11月1日
中央薬局 新発田店	新発田市本町1丁目16番7号	平成25年11月1日
三日市薬局	新発田市三日市605-4	平成25年11月1日
五十公野薬局	新発田市五十公野6804	平成25年11月1日
全快堂薬局 加茂店	加茂市番田1467	平成25年11月1日
全快堂薬局 柳町店	加茂市柳町2-5-8	平成25年11月1日
あさひ薬局 加茂店	加茂市青海町2丁目11番8号	平成25年11月1日
健康薬局 坂町店	村上市下鍛冶屋575-9	平成25年11月1日
中央薬局 村上市	村上市田端町3番45号	平成25年11月1日
全快堂薬局 大場沢店	村上市大場沢字三改新田3770番3	平成25年11月1日
みらい吉田薬局	燕市吉田大保町28-15	平成25年11月1日
あさひ薬局 吉田店	燕市吉田大保町28-33	平成25年11月1日
あさひ薬局 燕店	燕市佐渡185-1	平成25年11月1日
中央薬局 糸魚川店	糸魚川市竹ヶ花527-1番地	平成25年11月1日
ひまわり薬局	妙高市大字田口144	平成25年11月1日
上町薬局	妙高市上町2番10号	平成25年5月7日
全快堂薬局 五泉店	五泉市南本町1-5-2	平成25年11月1日
みらい ぼたん薬局	五泉市太田2-6-44	平成25年11月1日
中央薬局 小出店	魚沼市小出島1252-1	平成25年11月1日
ほりのうち薬局	魚沼市堀之内4296-10	平成25年11月1日

◎新潟県告示第1438号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岸内科・消化器科医院	長岡市十日町1602	平成25年11月12日
やすかわ整形外科	南魚沼市六日町101-8	平成25年9月30日
米倉医院	南魚沼市六日町101-8	平成25年9月30日
小船井歯科医院	小千谷市東栄1丁目10-4	平成23年11月15日
蕪木歯科医院	十日町市寅甲2番地甲	平成25年11月7日

◎新潟県告示第1439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	あさひ薬局燕店	燕市佐渡185-1	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	あさひ薬局燕店	燕市佐渡185-1	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	あさひ薬局吉田店	燕市吉田大保町28-33	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	あさひ薬局吉田店	燕市吉田大保町28-33	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	みらい吉田薬局	燕市吉田大保町28-15	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	みらい吉田薬局	燕市吉田大保町28-15	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1

株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	健康薬局坂町店	村上市下鍛冶屋575-9	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	健康薬局坂町店	村上市下鍛冶屋575-9	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央薬局村上店	村上市田端町3番45号	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央薬局村上店	村上市田端町3番45号	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	全快堂薬局大場沢店	村上市大場沢字三改新田3770番3	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	全快堂薬局大場沢店	村上市大場沢字三改新田3770番3	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	さくら薬局	柏崎市北半田2丁目7番24号	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	さくら薬局	柏崎市北半田2丁目7番24号	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	かしわ薬局	柏崎市柳田町7番36号	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	かしわ薬局	柏崎市柳田町7番36号	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央メディカル健康薬局	柏崎市北半田2丁目13番8号	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央メディカル健康薬局	柏崎市北半田2丁目13番8号	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	ほりのうち薬局	魚沼市堀之内4296-10	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	ほりのうち薬局	魚沼市堀之内4296-10	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央薬局小出店	魚沼市小出島1252-1	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央薬局小出店	魚沼市小出島1252-1	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1

株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央薬局糸魚川店	糸魚川市竹ヶ花527-1番地	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	中央薬局糸魚川店	糸魚川市竹ヶ花527-1番地	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1

◎新潟県告示第1440号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
居宅介護支援事業所 小千谷さくら	小千谷市小栗田2732番地	さくら訪問看護ステーション	居宅介護支援事業所 小千谷さくら	H25.11.1

◎新潟県告示第1441号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	阿賀野市姥ヶ橋669番地	阿賀野市デイサービスセンターまごころ	阿賀野市飯山新613-1	通所介護	H25.11.1
社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	阿賀野市姥ヶ橋669番地	阿賀野市デイサービスセンターまごころ	阿賀野市飯山新613-1	介護予防通所介護	H25.11.1
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	あさひ薬局燕店	燕市佐渡185-1	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	あさひ薬局燕店	燕市佐渡185-1	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	あさひ薬局吉田店	燕市吉田大保町28-33	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	あさひ薬局吉田店	燕市吉田大保町28-33	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31

株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	みらい吉田薬局	燕市吉田大保町28-15	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	みらい吉田薬局	燕市吉田大保町28-15	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	健康薬局坂町店	村上市下鍛冶屋575-9	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	健康薬局坂町店	村上市下鍛冶屋575-9	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央薬局村上店	村上市田端町3番45号	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央薬局村上店	村上市田端町3番45号	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	全快堂薬局大場沢店	村上市大場沢字三改新田3770番3	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	全快堂薬局大場沢店	村上市大場沢字三改新田3770番3	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	かしわ薬局	柏崎市柳田町7番36号	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	かしわ薬局	柏崎市柳田町7番36号	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央メディカル健康薬局	柏崎市北半田2丁目13番8号	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央メディカル健康薬局	柏崎市北半田2丁目13番8号	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	さくら薬局	柏崎市北半田2丁目7番24号	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	さくら薬局	柏崎市北半田2丁目7番24号	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央薬局糸魚川店	糸魚川市竹ヶ花527-1番地	居宅療養管理指導	H25.10.31

株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央薬局糸魚川店	糸魚川市竹ヶ花527-1番地	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央薬局小出店	魚沼市小出島1252-1	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	中央薬局小出店	魚沼市小出島1252-1	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	ほりのうち薬局	魚沼市堀之内4296-10	居宅療養管理指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	ほりのうち薬局	魚沼市堀之内4296-10	介護予防居宅療養管理指導	H25.10.31

◎新潟県告示第1442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活介護	ケアホームおひさま	南魚沼市浦佐5143番地1	社会福祉法人桐鈴会	平成25年11月24日

◎新潟県告示第1443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	ジャパンケア長岡	長岡市喜多町1051番地1 吉沢ビル102	株式会社ジャパンケアサービス	平成25年11月30日
重度訪問介護	ジャパンケア長岡	長岡市喜多町1051番地1 吉沢ビル102	株式会社ジャパンケアサービス	平成25年11月30日
同行援護	ジャパンケア長岡	長岡市喜多町1051番地1 吉沢ビル102	株式会社ジャパンケアサービス	平成25年11月30日

◎新潟県告示第1444号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	ぼぼの家	上越市大和2丁目1番15号	特定非営利活動法人ささえ愛みんなの家	平成25年12月1日

◎新潟県告示第1445号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成25年10月29日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社コメリ
捧 雄一郎
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区清水4501-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第40097号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年10月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社エスオーシー
権谷 孝二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区榎尾133-25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第41682号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ハイザキ工業
拜崎 温敬
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下場新町1-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第15424号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年11月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社タキザワ住設
滝澤 勉
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字姫川原795-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第39784号

- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ナックス
中野 重一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区天野1749
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第23866号
 - 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上げ工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年11月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
板井建設株式会社
板井 松二郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区新保1223-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第1233号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北斗興業株式会社
解良 範
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区南笹口2-7-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第2691号
 - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社開成
-

遠山 忠宏

3 主たる営業所の所在地

村上市宿田1198-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第43945号

5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社創栄

帯刀正之

3 主たる営業所の所在地

佐渡市多田259-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43254号

5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

川久保建設

川久保 重一

3 主たる営業所の所在地

妙高市大字田口677-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第10591号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社北澤工業

北澤 和博

3 主たる営業所の所在地

長岡市北陽2-14-31

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第6642号

5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年11月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社田辺建設
田辺 永茂
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市脇川新田町186
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第6080号
- 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年11月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年11月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社室橋設備
室橋 一司
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市原町2-1-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第6478号
 - 5 処分の内容 土木工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年11月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1446号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年12月17日

新潟県村上地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川三面川水系山田川
- 2 河川管理施設の名称または種類
山田川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
村上市下山田1629番地先から村上市大場沢4044番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 新潟県村上市長
住所 村上市三之町1番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成25年11月6日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1447号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認の出願が次のとお

りあった。

なお、関係図書及び書面は、平成25年12月17日から平成26年1月6日まで、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所並びに新潟市役所において縦覧に供する。

平成25年12月17日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 承認出願の年月日

平成25年11月18日

2 出願人の名称及び住所

出願人住所 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

出願人名称 国土交通省北陸地方整備局

代表者住所 新潟県新潟市中央区笹口1丁目22番15号

代表者氏名 国土交通省北陸地方整備局長 野田 徹

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県新潟市東区船江町二丁目149番12、149番11、同区船江町三丁目1番1及び同区松浜町字古水戸2350番192の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位(D.L.+0.33m)における公有水面と護岸との境界線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和57年10月8日付け一港事第1128号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線(T.P.+0.60m<D.L.+0.28m>により決定)及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成8年3月25日付け一港事第313号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線

(T.P.+0.62m<D.L.+0.51m>により決定)により囲まれた区域

①の地点 新潟港西区第二西防波堤灯台(北緯37度58分29秒92、東経139度04分34秒73)から142度48分05秒2,371.06mの地点

②の地点 ①の地点から345度41分41秒345.00mの地点

③の地点 ②の地点から75度41分41秒1,200.00mの地点

④の地点 ③の地点から165度41分41秒584.55mの地点

⑤の地点 ④の地点から249度06分01秒97.29mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から272度18分23秒466.79mの地点

(3) 面積

538,472.65 m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県新潟市東区船江町二丁目149番12、149番11、同区船江町三丁目17番4、1番4、1番1、同区松浜町字古水戸2350番183、2350番184、2350番59、2350番58及び2350番192の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、㉞の地点から㉟の地点までを順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 新潟港西区第二西防波堤灯台(北緯37度58分29秒92、東経139度04分34秒73)から145度12分29秒2,533.86mの地点

㉟の地点 ㉞の地点から246度24分25秒166.63mの地点

㊱の地点 ㉟の地点から345度41分41秒761.20mの地点

㊲の地点 ㊱の地点から75度41分41秒1,800.00mの地点

㊳の地点 ㊲の地点から165度41分41秒843.67mの地点

㊴の地点 ㊳の地点から249度19分34秒137.86mの地点

㊵の地点 ㊴の地点から259度50分34秒138.44mの地点

㊶の地点 ㊵の地点から266度49分24秒285.27mの地点

㊷の地点 ㊶の地点から276度06分49秒12.04mの地点

㊸の地点 ㊷の地点から270度36分45秒69.12mの地点

㊹の地点 ㊸の地点から270度56分46秒33.37mの地点

- ㊸の地点 ㊹の地点から 272度19分48秒 155.40mの地点
- ㊺の地点 ㊻の地点から 247度41分20秒 1.90mの地点
- ㊼の地点 ㊽の地点から 272度18分57秒 646.18mの地点
- ㊾の地点 ㊿の地点から 219度05分45秒 13.65mの地点
- ㊿の地点 ㊻の地点から 247度19分09秒 139.53mの地点

(3) 面積

1,288,216.35㎡

5 埋立地の用途

緑地

◎新潟県告示第1448号

新潟県物品入札参加資格審査規程(昭和56年1月新潟県告示第165号)の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から実施する。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札に参加することができる者)</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年以上事業を営んでいる者(審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(参加資格の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 知事は、第1項の規定により参加資格を取り消した場合は、その旨を当該参加資格者であつた者に通知する。</u></p>	<p>(入札に参加することができる者)</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年以上事業を営んでいる者(参加資格を有する者であつて引き続き1年以上事業を営んでいたものから、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(参加資格の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

◎新潟県告示第1449号

新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程(平成13年12月新潟県告示第2361号)の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から実施する。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)に対応

する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札に参加することができる者)</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（<u>審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。</u>）</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(参加資格の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>知事は、第1項の規定により参加資格を取り消した場合は、その旨を当該参加資格者であった者に通知する。</u></p>	<p>(入札に参加することができる者)</p> <p>第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（<u>参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいたものから、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。</u>）</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(参加資格の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

公 告

新潟県民栄誉賞の表彰について（公告）

新潟県民栄誉賞規則（平成12年新潟県規則第157号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

功 績	氏 名	所在地
新潟県を代表する歌手として活躍	林 幸子（小林 幸子）	東京都世田谷区

二級建築士及び木造建築士試験の合格者について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成25年に実施した二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

二級建築士試験合格者

受 験 番 号	氏 名
3A-10038K	横 山 涼 介
3A-10052K	阿 南 江 美 子
3A-10058Y	堀 澤 克 己
3A-10091P	永 野 邦 彦
3A-10102L	阿 部 誠 也
3A-10123L	佐 藤 裕 太

3A-10124M	磯 部	舞
3A-10138M	小日向	樹
3A-10140P	藤 尾	共 歩
3A-10194M	村 山	琢 真
3A-10210P	永 井	大 輔
3A-10223N	松 永	一 秀
3A-10224P	石 井	悠 大
3A-10234K	鈴 木	丈 就
3A-10266P	長谷川	隆 志
3A-10300N	薄	千 春
3A-10308P	小 林	美弥子
3A-10367K	庭 山	良 夫
3A-10377N	村 井	春 奈
3A-10437K	齋 藤	洸 希
3A-10465K	山 寄	賢 宏
3A-10467M	長谷川	孝 行
3A-10508L	榎 本	真 希
3A-10509M	松 橋	英 樹
3A-10510N	村 松	悠 一
3A-10521K	戸 崎	裕 也
3A-10523M	山 本	崇 嗣
3A-10536L	新 田	真梨奈
3A-10564L	番 場	将 史
3A-10609P	加 藤	静
3A-10693P	岡 田	崇
3A-10708R	村 田	直
3A-10729R	小 林	成 光
3A-10736R	佐 藤	朋 典
3A-10740M	高 橋	登
3A-10766K	米 山	範 行
3A-10822K	藤 田	樹 彦
3A-10850K	石 塚	聖 子
3A-10852M	吉 田	磨
3A-10863Y	横 山	正 樹
3A-10878K	田 村	隆 史
3A-10883R	梁 取	孝 行
3A-10892K	若 月	直 人
3A-10894M	関	智 哉
3A-10920K	山 岸	大 輔
3A-10960R	佐 藤	由貴子
3A-10964M	山 田	忍
3A-10978M	金 澤	優 佑
3A-10979N	栗 原	諒
3A-11007N	金 子	旭
3A-11015P	横 山	佳 之
3A-11035N	須 戸	拓 也
3A-11120P	佐 藤	圭 祐
3A-11164Y	本 間	順 一
3A-11179K	瀬 野	和 成
3A-11191R	左 近	聖 一
3A-11221K	庭 山	兼 次

3A-11248Y	大 谷	和 彦
3A-11291K	加 藤	徹
3A-11301N	樋 木	康 夫
3A-11307M	星 野	洋 平
3A-11345R	松 永	忠 士
3A-11350N	峯 森	睦
3A-11364N	田 中	竜 介
3A-11419M	佐 野	和 則
3A-11420N	本 間	麻 子
3A-11434N	笹 川	将 大
3A-11436R	杵 渕	一 成
3A-11493Y	垂 野	良 子
3A-11510M	佐 藤	誠 啓
3A-11532N	内 山	知 聡
3A-11635L	水 野	大 輔
3A-11675Y	野 口	祐 也
3A-11733L	鈴 木	亮
3A-11818M	中 尾	達 也
3A-11835R	宇之津	健
3A-11849R	飯 岡	貞 子
3A-11905R	上 村	美 咲
3A-11918P	伊與部	聖 奈
3A-11948Y	高 橋	佑 輔
3A-11950L	佐 藤	昌 司
3A-11975R	横 田	朋 子
3A-11989R	和 田	美 花
3A-12018Y	松 澤	佑 夏
3A-12032Y	野 崎	恵 実
3A-12048L	長谷川	純
3A-12089K	桐 生	勝 重
3A-12132L	川 手	優 也
3A-12159K	荻 原	圭
3A-12170P	藤 塚	彩
3A-12176N	遠 藤	義 之
3A-20014L	大 矢	忠 志
3A-20024P	南 雲	和 正
3A-20029M	脇 屋	俊 一
3A-20072N	菊 池	伸 明
3A-20115P	内 山	沙哉子
3A-20129P	野 口	棕 矢
3A-20167K	泉	信 治
3A-20178P	佐 藤	稔 也
3A-20229Y	品 田	真 言
3A-20243Y	川 上	賢太朗
3A-20255P	神 蔵	恵美子
3A-20310N	斉 藤	広 明
3A-20314K	藤 村	太 氣
3A-20321K	中 村	一 貴
3A-20332P	高 橋	隼 人
3A-20354R	富 永	貴 大
3A-20365M	小野里	武

3A-20371L	武井	基
3A-20398K	島	淳一
3A-20409P	大関	渚
3A-20453Y	間	幸太
3A-20499N	成澤	貴之
3A-20513N	松岡	佑実
3A-20518L	後藤	博之
3A-20552K	吉川	崇志
3A-20585R	小林	直弘
3A-20642Y	成海	加代子

以上118名

木造建築士試験合格者

受験番号	氏名
3A-40016P	清水 努

以上1名

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 調達件名及び数量
除雪グレーダ（3.7m級） 1台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 調達方法
購入等
- 契約方式
一般競争入札
- 落札決定日
平成25年10月18日
- 落札者の氏名及び住所
コマツ建機販売株式会社関越カンパニー
新潟県新潟市西区山田2307番地
- 落札価格
23,554,540円
- 入札公告日
平成25年9月6日
- 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 調達件名及び数量
凍結防止剤散布車（湿潤式3t級、4×4） 1台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 随意契約の相手方を決定した日
平成25年10月18日
- 6 随意契約の相手方の氏名及び住所
英和株式会社新潟営業所
新潟県新潟市中央区南笹口1丁目1番54号
- 7 契約価格
23,321,971円
- 8 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第16号

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条に基づき、平成25年12月3日に次の施設の博物館登録を取り消した。
平成25年12月17日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	財団法人 痴娯の家 新潟県柏崎市大字青海川181番地
施設の名称	痴娯の家
施設の所在地	新潟県柏崎市青海川181番地
登録番号	新潟県 第28号

設置者の名称及び住所	財団法人 同一庵藍民芸館 新潟県柏崎市大字青海川181番地
施設の名称	同一庵藍民芸館
施設の所在地	新潟県柏崎市青海川181番地
登録番号	新潟県 第29号

設置者の名称及び住所	財団法人 黒船館 新潟県柏崎市大字青海川181番地
施設の名称	黒船館
施設の所在地	新潟県柏崎市青海川181番地
登録番号	新潟県 第30号

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第5号

新潟海区における底建網漁業について、漁業法(昭和24年第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成26年1月1日から平成27年3月31日までとする。

平成25年12月17日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

底建網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに新潟海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 操業の承認期間

平成26年1月1日から平成27年3月31日まで

2 操業の承認の海域

操業を認める海域は底建網漁業を営もうとする者が所属する漁業協同組合が有する共同漁業権漁場内とする。

3 承認をする漁具

水深27m以深に設置する袋状又は箱状の身網と袖状の手網を有し、漁具の固定方法が錨などで容易に移動できる構造の漁具とする。

4 承認対象者

操業する共同漁業権漁場を管理する漁業協同組合の同意を得た者

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは別に定める底建網漁業操業承認証を交付する

6 承認の取り消し

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取り消すことができる。

7 操業の制限または条件

(1) 漁具の規模は、身網の周囲100メートル以内、身網の高さ6メートル以内及び手網の長さは75メートル以内とする。

(2) 使用する錨網の長さは、身網設置水深の2倍以内とする。

(3) 漁具の敷設中、当該漁具の身網敷設位置の水面上1.5メートル以上の高さに標旗(白色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業名、船名及び漁船登録番号を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

(3) 設置できる漁具の統数は5ヶ統以内とする。

(4) 操業期間終了後30日以内に、別に定める漁獲成績報告書を海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(5) 共同漁業権漁業を妨げてはならない。

(6) 船舶の航行を妨げてはならない。

8 漁具の検査

必要に応じて漁具の検査を行う。

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

佐渡海区における底建網漁業について、漁業法(昭和24年第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成26年1月1日から平成27年3月31日までとする。

平成25年12月17日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

底建網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに佐渡海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 操業の承認期間

平成26年1月1日から平成27年3月31日まで

2 操業の承認の海域

操業を認める海域は底建網漁業を営もうとする者が所属する漁業協同組合が有する共同漁業権漁場内とする。

3 承認をする漁具

水深27m以深に設置する袋状又は箱状の身網と袖状の手網を有し、漁具の固定方法が錨などで容易に移動できる構造の漁具とする。

4 承認対象者

操業する共同漁業権漁場を管理する漁業協同組合の同意を得た者

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは別に定める底建網漁業操業承認証を交付する。

6 承認の取り消し

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

7 操業の制限または条件

- (1) 漁具の規模は、身網の周囲100メートル以内、身網の高さ6メートル以内及び手網の長さは75メートル以内とする。
- (2) 使用する錨網の長さは、身網設置水深の2倍以内とする。
- (3) 漁具の敷設中、当該漁具の身網敷設位置の水面上1.5メートル以上の高さに標旗(白色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業名、船名及び漁船登録番号を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。
- (4) 設置できる漁具の統数は5ヶ統以内とする。
- (5) 操業期間終了後30日以内に、別に定める漁獲成績報告書を海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (6) 共同漁業権漁業を妨げてはならない。
- (7) 船舶の航行を妨げてはならない。

8 漁具の検査

必要に応じて漁具の検査を行う。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成26年1月1日から平成26年12月31日までとする。

平成25年12月17日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則(昭和39年新潟県規則第67号)第7条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。